

2012年8月

KPMG ミャンマー通信 Vol.1／2012

【新外国投資法が下院(人民院)で可決】

外国投資法の改正法案は、年初よりその発表が待たれているものですが、ようやく2012年8月14日に下院(人民院)で可決された模様です。現行の外国投資法(1988年)への改正項目55項目のうち54項目の改正が承認されたと伝えられています。

今後、法案は上院(民族院)の審議に移され、可決される予定です。仮に両院で承認されない修正事項が出た場合には、再度、連邦議会による投票が必要となります。法案は8月中に可決される見込みですが、関連法案、関連規則の制定まで数ヶ月要するであろうとのことです。

【ミャンマー商工会議所連盟がティラワ経済特別区(注1)の開発会社を設立】

日本とミャンマー政府は、本年4月のティンセん首相の訪日時に、ティラワ地区を協力して開発するための二国間協定を締結しています。ミャンマー商工会議所連盟は、このプロジェクトのため、今年度中にミャンマー側の参加企業により公開会社を設立すると発表しました。

新たに設立される会社は、プロジェクトプランの策定、事業化調査などに着手することです。同会議所のU Win Aung議長によれば、日本側も複数の会社が共同で新会社を設立する予定とのことです。参加する企業名は明らかにされていません。このミャンマー公開会社と日本が設立する新会社で組織する共同事業体の所有比率はミャンマー側51%、日本側49%となります。

【大和證券グループが投資ファンドを設立】

大和證券グループは、2015年に開設される予定の証券取引所に上場を希望するミャンマー企業をサポートすることを目的として、投資ファンドを今年度中に設立すると発表しました。

大和PIパートナーズの細川取締役によれば、このファンドはミャンマー企業を資金的また技術的にサポートするだけでなく、証券取引所での投資を活性化することが期待されています。

東京証券取引所が作成した証券取引所開設までの計画案(注2)によれば、証券取引所のグランドデザインの策定と必要となる関連法規の整備を2012年末に完了する予定となっています。

出典: THE MYANMAR TIMES Vol.640(2012年8月20日～26日)



※ (注1)ティラワ経済特別区について

ヤンゴン中心市街地から南へ約23kmに位置するティラワ地区に工業団地等を開発するプロジェクトであり、開発面積は2400haである。電力、上下水道、情報通信、物流等が未整備であり、これらがティラワ地区開発に向けての課題となっている。

※ (注2)ミャンマーの証券取引所について

2012年5月にミャンマー中央銀行、大和総研、東京証券取引所の3社で「ミャンマー証券取引所設立に関する」覚書を締結し、2015年までにヤンゴン及びマンダレーに証券取引所を設立することを予定している。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を総密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2012 KPMG Phoomchai Holdings Co., Ltd. a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

編集・発行

KPMG Thailand

藤井 康秀／田原 隆秀

www.kpmg.com/th